

## 医療費受給資格申請と更新手続き

心身障害者、ひとり親、ひとり暮らしの高齢者の皆さんには、保険診療にかかる自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で負担する制度があります。

次の要件に該当すると思われる人は、申請を受け付けています。

また、現在、受給資格者証を持っている人には、6月中旬ごろに更新申請書を送付しますので、6月30日(水)までに手続きを行ってください(郵送可)。

### ①心身障害者医療費公費負担制度

#### ▷対象者

- ・身体障害者手帳1・2・3級を所持している人
- ・療育手帳A・Bを所持している人

※ただし、平成18年10月以降に手帳を新規取得した人は手帳交付時年齢が65歳未満であることが必要です。

※所得制限があります。

#### ▷手続きに必要なもの

- ・健康保険証(本人および本人と同じ健康保険に加入している人全員)
- ・印鑑(認印)
- ・身体障害者手帳または療育手帳(知的障害であることを示す書類)
- ・平成22年1月1日以降に瀬戸内市に転入した人は平成21年中の所得・課税証明書

### ②ひとり親家庭等医療費公費負担制度

#### ▷対象者

- ・18歳未満の児童を養育している配偶者のない

人とその児童

- ・父母のいない児童
  - ・父母のいない児童を養育している配偶者のない人
- ※所得税非課税の人が対象です。

#### ▷手続きに必要なもの

- ・健康保険証(本人および本人と同じ健康保険に加入している人全員)
- ・印鑑(認印)
- ・平成21年分が収入状況が分かるもの(源泉徴収票や確定申告の写しなど)
- ・在学証明書または学生証(高校3年生の子どもがいる場合のみ必要)

### ③岡山県老人医療費公費負担制度

#### ▷対象者

70歳未満の人で、昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らしの人

※同一敷地内で家族と別居している場合や近隣に扶養義務者が居住しており、本人との接触が保たれている場合を除きます。

#### ▷手続きに必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑(認印)
- ・ひとり暮らしであることの民生委員の証明

#### ■問い合わせ・申請先

- 市民課 ☎0869-22-3958
- 牛窓支所 ☎0869-34-3431
- 長船支所 ☎0869-26-2001
- 裳掛出張所 ☎0869-25-0004



## 国民健康保険税の限度額が変更になります

国民健康保険税の税率は右表のとおりです。

なお、平成22年度から国民健康保険税の医療・支援分の限度額が変更になっています。

#### ■問い合わせ先

- 税務課 ☎0869-22-1114
- 市民課 ☎0869-22-1790

平成22年度国民健康保険税率

区分	所得割	均等割	平等割	限度額
医療分	7.60%	26,500円	22,500円	50万円
支援分	2.50%	8,400円	6,600円	13万円
介護分	1.80%	8,000円	5,000円	10万円

※下線部が変更箇所です。

## 後期高齢者医療保険料率の変更と保険料の軽減

平成22年度から後期高齢者医療保険の保険料率に変更になります。

保険料率は、2年ごとに見直すもので、原則岡山県内均一となります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

1人当たりの保険料 (限度額50万円)	=	均等割額 44,000円	+	所得割額 (所得-33万円)× 8.55%(所得割率)
------------------------	---	-----------------	---	-----------------------------------

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。  
※所得とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます(遺族・障害年金等は除く)。

### ①均等割額軽減の基準

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日に健康保険組合や共済組合など(国民健康保険や国民健康保険組合は除く)の被扶養者であった人は、保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」は掛かりません。ただし、当分の間特例として均等割額が9割減額されます。

## 平成22年度分のねんきん定期便が送付されます

日本年金機構では、これまでの年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として、平成21年4月(当時は社会保険庁)から国民年金および厚生年金保険の被保険者の皆さんに対して、年1回誕生日にねんきん定期便を送付してきました。

このねんきん定期便には、年金加入記録や年金見込額などの情報が記載されています。

平成22年度分からその内容が一部変わりますのでお知らせします。

#### ▷ねんきん定期便の内容

節目年齢時(35、45、58歳)の人には①~⑥の年金記録を更新してお知らせします。

節目年齢時以外の人には、①~③については記

録を更新して、⑤および⑥については直近1年分をそれぞれお知らせします。

軽減割合	世帯主およびその世帯の被保険者の合計総所得金額などが下記の金額以下の世帯
9割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得がない場合)
7割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24万5千円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数

※軽減の判定は、賦課期日現在で行われます。  
※軽減割合が7割軽減に該当する世帯は、当分の間均等割額が8.5割軽減となります。

### ②所得割額軽減の基準

「賦課決定通知書」の「賦課のもととなる所得金額(左表に記載している保険料の所得割額の計算式でいうと、所得-33万円の金額)」が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

#### ■問い合わせ先

- 市民課 ☎0869-22-3958
- 岡山県後期高齢者医療広域連合
- ☎086-245-0090

録を更新して、⑤および⑥については直近1年分をそれぞれお知らせします。

- ①年金加入期間
- ②年金見込額(受給中の人を除く)
- ③保険料の納付額
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金の標準報酬月額・賞与額および保険料納付額
- ⑥国民年金の保険料納付状況

#### ■問い合わせ・申請先

- ねんきん定期便専用ダイヤル ☎0570-058-555(IP電話・PHS ☎03-6700-1144)
- 岡山東年金事務所 ☎086-270-7925
- 市民課 ☎0869-22-1790